

# 運営指導における指導事項について

## (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課



# 内容

- ① 指導とは（指導・監査）
- ② 指摘事項の例
- ③ 注意事項



# ① 指導とは（指導・監査）



# 指導の目的

介護保険施設に対し、**関係法令に定める基準、介護報酬の請求等**が**適正**に実施されるようその内容を**周知徹底**すること

## 指導

介護保険施設等への支援

### 集団指導

…講習等の形式で  
実施するもの

### 運営指導

…各施設を訪問して  
実施するもの

## 監査

重大な違反や報酬の不正請求が疑われる  
場合等に実施



# 運営指導の流れ

①日程調整

②実施通知の送付 (県→事業所)

③書類の確認やヒアリングの実施

④結果通知の送付 (県→事業所)

⑤改善報告書の提出 (事業所→県)



## 監査

**重大な違反や報酬の不正請求**が疑われる場合等に実施



不正の事実が確認された場合

→指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止  
等の行政処分を行う。



## ②指摘事項の例



# 指摘事項の例

## 事例①

### 内容及び手続の説明及び同意

(例)

- ・重要事項説明書において、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がない。



重要事項説明書の記載内容は現状に即した内容としてください。



## 指摘事項の例

### 事例②

#### 運営規程

【特別養護老人ホーム】

- ・運営規程に機能訓練指導員の職務の内容を記載すること。

【特定施設入居者生活介護】

- ・運営規程において、「居室数」の記載を行うこと。

運営規程の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる可能性があります。また、令和6年度より、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が義務化されました。

なお、運営規定を修正した後は、県へ変更届を速やかに提出してください。提出先は**長寿介護課**です。

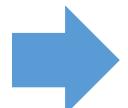
# 指摘事項の例

## 事例③

### 勤務体制の確保等

(例)

- ・勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置されている従業員の職種、管理者との兼務関係を明確にすること。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じること。



- ・勤務表においてはこれらの事項を明確にする必要があります
- ・介護福祉士等の資格を有さない職員については認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません

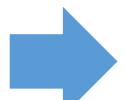
## 指摘事項の例

### 事例④

#### 栄養管理等（介護老人福祉施設のみ）

（例）

- 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。



入所者の栄養管理について、管理栄養士が入所者の栄養状況に応じて計画的に実施してください。



## 指摘事項の例

### 事例⑤

#### 口腔衛生の管理（介護老人福祉施設のみ）

（例）

- ・口腔衛生の管理体制の整備及び、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理が計画的に行われていない。

入所者に対する口腔衛生の管理について以下を実施してください。



- ・年2回以上、歯科医師等からの介護職員に対する技術的指導
- ・施設従業者等による月1回程度の入所者の口腔の健康状態の評価
- ・入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の策定

## 指摘事項の例

事例⑥

### 高齢者虐待防止措置未実施減算

(例)

- ・高齢者虐待防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置が行われていないため、速やかに改善計画を県に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県に報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

虐待の防止のための措置として、委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的（年2回以上）な開催、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置に取り組んでください。

なお、全ての措置の1つでも講じられていない場合減算となります。<sup>12</sup>

### ③注意事項



## 注意事項

### 注意事項①

#### 各加算について

- ・加算の取得に当たっては、要件を満たしているか、随時確認を行ってください。

従業員の入れ替わりで人員配置の要件を満たしていない等、加算  
の要件を満たしていない状況が発見された場合、介護報酬の返還と  
なります。



## 注意事項

### 注意事項②

#### 令和6年度より義務化された事項

- ・令和6年度より義務化された事項について、確実な実施をお願いいたします。

特に、業務継続計画の策定及び虐待の防止については、適切に実施されていない場合、減算の対象となる場合があります。

これまでの運営指導においても、未実施による減算を指摘した事例も発生していますので、ご留意ください。

